

農業委員会だより

田原市農業委員会／☎ 23-3519 FAX 22-3817



農地中間管理事業を利用する 農地の貸借や売買の提出先

● 令和7年度からの書類提出先 (中間管理事業による売買・貸借)

・田原市営農支援課

加治町南恩中7番地5

☎ 22-1126

法改正により、令和7年度から「利用集積事業」が廃止され、「農地中間管理事業」に移行されます。これに伴い、申請書類や提出先が変更となります。なお、これまでの利用集積事業による貸し借りの契約は、引き続き有効です。

● 農地中間管理事業について

農地中間管理事業は、県から指定を受けた農地中間管理機構が農地の所有者(出し手)から農地を借り受け、その農地を農地中間管理機構が耕作者(受け手)に貸し付ける事業です。農地中間管理機構が間に入ることで、出し手、受け手の双方にさまざまなメリットがあります。詳しくは市HPをご確認ください。



▲ 営農支援課HP

● 貸借料を決める目安に！
農地の貸借料情報を提供します

● 田(水稻)の部

(10a当たり)

地域	最低額	最高額	平均額
田原	2,800円	9,700円	5,900円
赤羽根(*)	9,000円	9,000円	9,000円
渥美	3,600円	10,400円	5,900円
田原市平均			5,900円

*赤羽根は件数が少ないため参考値です



● 畑(ハウス敷地)の部

(10a当たり)

地域	最低額	最高額	平均額
田原	15,100円	72,200円	41,400円
赤羽根	22,700円	113,500円	46,800円
渥美	33,200円	144,400円	93,400円
田原市平均			63,000円

● 畑の部

(10a当たり)

地域	最低額	最高額	平均額
田原	7,200円	26,100円	17,400円
赤羽根	7,700円	25,000円	17,300円
渥美	7,300円	33,700円	21,300円
田原市平均			18,500円

件は含まない／平均額を大きく上回る、または下回る案件は除く)
※この賃借料はあくまで参考額です。実際の賃借料を決める際は、当事者間の話し合いで決定してください。